

# 品川区事業者経営分析実施要綱

制定 平成21年5月1日区長決定 要綱第315号

改正 平成22年10月8日区長決定 要綱第117号

## (目的)

第1条 この要綱は、品川区民への行政サービスの安定した提供を確保するため、区が締結しようとする契約の相手方および区が指定した指定管理者（以下「事業者」という。）または既に契約した相手方の経営状況の分析結果を得るための必要事項を定めるものである。

## (対象とする事業者)

第2条 この要綱において、経営分析の対象とする事業者は、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。

- (1) 簡易型総合評価方式または簡易型プロポーザル方式の選定に応募した事業者
- (2) 既に契約し、または指定した事業者のうち部長（品川区会計事務規則第2条第2号に規定する部長をいう。以下同じ。）が指定した事業者
- (3) 前各号のほか、特に部長が必要と認める事業者

## (実施方法)

第3条 部長は、前条第1号に規定する事業者の選定を行う場合または同条第2号または第3号による指定等をした場合は、会計管理者に経営分析の依頼をするものとする。

2 会計管理者は、前項の規定に基づく依頼を受けた場合は、別に締結した契約に基づき、公認会計士に当該事業者の経営分析を委託し、その結果を前項の依頼を行った部長に送付するものとする。

## 付 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

## 付 則

この要綱は、平成22年10月8日から施行する。

## 提出書類(会社法上の会社)

### (1) 必須提出書類

①法人税申告書(写) 直近2期分

(注) 税務署の收受印のある法人税確定申告書、別表、計算書類(貸借対照表、損益計算書)および勘定科目内訳明細書

②直近決算期から、6か月以上経過した場合は、直近の試算表または直近の貸借対照表および損益計算書

③商業登記簿謄本

④定款

⑤会社案内

⑥代表者の履歴・経歴のわかるもの

⑦許認可を要する業種にあつては、許認可証の写し

### (2) 任意提出書類

①キャッシュフロー計算書(直近2期分)

②資金繰り予定表(今後半年分)・資金繰り実績書(過去1年分)

③日本税理士会連合会による「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリスト(税理士が作成したもの)。

(注) ③は、金融商品取引法の適用を受ける会社(子会社・関連会社を含む)ならびに会計監査人を設置する会社およびその子会社を除く。

提出票(会社法上の会社)

令和 年 月 日

品川区会計管理者 あて

事業者 住所  
名称

次のとおり提出します。

(1) 必須提出書類

- ①法人税申告書(写) 直近2期分  
(事業年度) 平成 年 月期 平成 年 月期  
(提出書類) 法人税確定申告書(税務署の収受印のあるもの)  
別表  
計算書類(貸借対照表、損益計算書)  
勘定科目内訳明細書
- ②直近の試算表または貸借対照表および損益計算書(平成 年 月)
- ③商業登記簿謄本(写)
- ④定款
- ⑤会社案内
- ⑥代表者の履歴・経歴のわかるもの
- ⑦許認可証の写し(許認可を要する業種のみ)

(2) 任意提出書類

- ①キャッシュフロー計算書(直近2期分)  
平成 年 月期  
平成 年 月期
- ②資金繰り予定表(今後半年分)  
資金繰り実績書(過去1年分)
- ③日本税理士会連合会による「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリスト(税理士が作成したもの)

## 提出書類(特定非営利活動法人)

### (1) 必須提出書類

ア 特定非営利活動促進法第29条第1項により、所轄庁に提出した書類の一切で收受印のあるもの。直近2期分

①事業報告書等提出書

②事業報告書

③財産目録

④貸借対照表

⑤収支計算書

⑥役員名簿及び役員のうち報酬を受けたことがある者の名簿

⑦社員のうち10人以上の者の氏名および住所居所を記載した書面

(注) 決算から6か月を経過した場合は、直近の試算表または月次収支計算書

イ 収益事業(法人税法施行令第5条第1項に掲げる事業)を行う法人

①法人税確定申告書(写) 直近2期分

(注) 税務署長に提出した書類の一切で收受印のあるもの

ウ 事業年度の収入金額の合計額が8,000万円を超える法人(イの確定申告書を提出した法人を除く。)

①収支計算書 直近2期分

(注) 所轄税務署長に提出した書類の一切で收受印のあるもの

エ 収支予算書 直近2期分

オ その他必須提出書類

①法人概要②登記事項証明書(写し)③定款④代表者の履歴・経歴のわかるもの

提出票(特定非営利活動法人)

令和 年 月 日

品川区会計管理者 あて

事業者 住所  
名称

次のとおり提出します。

(1) 必須提出書類

ア 特定非営利活動促進法第29条第1項により、所轄庁に提出した書類の一切で收受印のあるもの。直近2期分

(事業年度) 平成 年 月期 平成 年 月期

(提出書類)

- ① 事業報告書等提出書 ② 事業報告書 ③ 財産目録  
④ 貸借対照表 ⑤ 収支計算書  
⑥ 役員名簿及び役員のうち報酬を受けたことがある者の名簿  
⑦ 社員のうち10人以上の者の氏名および住所居所を記載した書面  
(試算表)  試算表または月次収支計算書 (平成 年 月期)

イ 収益事業(法人税法施行令第5条第1項に掲げる事業)を行う法人  
法人税確定申告書(写) 直近2期分

(注) 税務署長に提出した書類の一切で收受印のあるもの

平成 年 月期 平成 年 月期

ウ 事業年度の収入金額の合計額が8,000万円を超える法人(イの確定申告書を提出した法人を除く。)

収支計算書 直近2期分

(注) 所轄税務署長に提出した書類の一切で收受印のあるもの

平成 年 月期 平成 年 月期

エ 収支予算書

平成 年度

オ その他必須提出書類

① 法人概要 ② 登記事項証明書(写し) ③ 定款 ④ 代表者の  
履歴・経歴 のわかるもの